

売れない家…土地… 市の助成を受けて 損せず処分 しませんか？




**橋本市空家等譲渡及び
若者定住促進助成金とは？**
管理や処分に困る空家等と
新築のため土地を探す若者の
マッチングを円滑に進める
ために助成する制度です

助成金交付の要件は？
★無償又は1万円未満の価格で
親族以外に譲渡する物件
★39歳以下の方に譲渡
★譲り受けた方が2年以内に
新築し定住する など
※三親等以内の親族（両親、兄弟姉妹、祖父母、曾祖父母、叔父叔母等）
への譲渡や、1万円以上での売買は対象外。

助成金の交付金額は？
譲渡に係る経費の合計金額
上限は**70万円**です
【対象経費（譲受人が負担する額）】
1引渡時の固定資産税 2伐採・残置物処分費
3宅建業者等仲介手数料 4所有権移転登記費
5不動産取得税 6贈与税
仲介手数料や登記費用でも
譲受人が費用負担すれば、
助成対象になるんだね！

譲受希望者の募集方法は？
橋本市空家バンクに登録し、
物件の写真や条件などを
ホームページに掲載して、
譲受希望者を募集します。



橋本市 空家バンク

検索

無償譲渡も空家バンクで

